

原議保存期間	10年（令和18年3月31日まで）
有効期間	一種（令和18年3月31日まで）

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第223号  
令和7年11月28日  
警察庁生活安全局保安課長

獵銃等又はクロスボウの取扱いに関する講習会の実施要領について（通達）  
みだしのことについては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項又は第5条の3の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項第1号の規定による獵銃若しくは空気銃（以下「獵銃等」という。）又はクロスボウの所持許可を受けようとする者又は法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとする者に対して、獵銃等又はクロスボウの所持に関する法令及び獵銃等又はクロスボウの使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるため、獵銃等又はクロスボウの取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を開催しているところであるが、下記の要領により講習会を実施し、獵銃等又はクロスボウによる事件・事故の防止に努められたい。

なお、「獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施要領について（通達）」（令和7年1月28日付け警察庁丁保発第16号）及び「クロスボウの取扱いに関する講習会の実施要領について（通達）」（令和5年12月8日付け警察庁丁保発第142号）については廃止する。

## 記

### 1 受講対象者

(1) 初心者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）

現に法第4条第1項第1号の規定による獵銃等又はクロスボウの所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとしている者

(2) 経験者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃等又はクロスボウを所持している者

イ 法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受け、又は買換え等により新たな獵銃等又はクロスボウの所持許可を受けようとする者

ウ 既に交付を受けている獵銃等又はクロスボウに係る講習修了証明書が交付を受

けた日から起算して3年を経過している者

なお、上記イ又はウに該当しない者であっても、本人が受講を希望する場合には、受講させても差し支えない。

## 2 開催日時等

- (1) 講習会の開催については、地域の実情等を勘案した上で、土日、祝日等受講希望者が参加しやすい日時、場所、会場の規模及び回数等を設定するよう配意すること。  
また、初心者講習会については、おおむね2か月に1回以上開催すること。
- (2) 開催の日時、場所等については、受講者の利便を考慮して、可能な限り早く公表するように配意すること（開催日の3か月前までに公表することが望ましい。）。
- (3) 許可の更新を受けようとする者が、有効期間の満了する日の間近に開催される経験者講習会に集中するがないようするため、時間的な余裕を持って受講の申込みをするようホームページ等を活用して広報するほか、関係団体を通じて、その趣旨の徹底に努めること。

## 3 講習会の内容

講習会の内容は、猟銃等又はクロスボウによる事件・事故を防止するため、猟銃等又はクロスボウ所持者として特に習得しておかなければならぬものに重点を置くこと。

具体的な講習内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 初心者講習会  
別添1及び別添2「初心者講習会の講習内容」のとおり。
- (2) 経験者講習会  
別添3及び別添4「経験者講習会の講習内容」のとおり。

## 4 講習会の講師

- (1) 講習会の講師には、常勤、非常勤を問わず、講習会の内容について相当の知識を有する警察職員を充てること。
- (2) 猟銃等講習会において、警察職員以外の講師を委嘱する場合には、「都道府県公安委員会が猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する件」（昭和41年国家公安委員会告示第1号）及び「都道府県公安委員会が猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を行わせることができる者を指定する件」（昭和55年国家公安委員会告示第7号）により指定されている団体の中から適任者を選定すること。

なお、具体的な講習要領については当該講師と事前に調整をしておくこと。

## 5 経験者講習会における効果測定の実施

経験者講習会においては、教養効果を測定するための効果測定を行うこと。採点は受講者本人に行わせ、講師が問題を解説し、講習内容の定着を図ること。

なお、効果測定に用いる問題については、原則として初心者講習会で使用している

問題から抽出したものを用いること。

## 6 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、可能な限り講習修了後、会場において交付すること。

## 7 講習会の共同開催

受講者の利便性を踏まえ、近接する二以上の都道府県公安委員会(方面公安委員会を含む。)が共同で、いずれかの都道府県内において、同一時間帯に、かつ同一場所で、猟銃等講習会又はクロスボウ講習会を開催することができる。

なお、共同で開催する場合であっても、講習修了証明書の交付公安委員会名は、受講者の住所地を管轄する都道府県公安委員会名とし、同証明書の交付は、受講者の住所地を管轄する都道府県公安委員会の責任において行うこと。

## 8 講習会実施上の留意事項

(1) 猟銃等又はクロスボウ所持者の遵守事項について、単に知識として覚えさせるだけでなく、本人の自覚に訴えることで、講習受講後もその遵守が徹底されるよう、実効ある講習とすること。

(2) 講習に際しては、講習内容に関して適宜受講者を指名して発表させるなど、一方的な講習とならないよう留意し、受講者が受け身とならず、積極的に講習会に参加しているという雰囲気を醸成するとともに、内容の定着が図られるようなものとなるよう工夫すること。

(3) 受講者の理解を深めるとともに、受講者が後日、講習内容を復習できるようテキストを配布すること。

(4) 受講者に关心を持たせるため、実際に発生した事例を引用して受講者にその対応要領を発表させるなど、受講者が猟銃等又はクロスボウ所持者としていかにあるべきか、いかになすべきか、という観点に立つことのできる講習内容とすること。

なお、基本の不徹底等による事故の悲惨さを認識させるには、視覚に訴えることが有効であると考えられることから、初心者・経験者等講習会のためのDVDを効果的に活用すること。

(5) 猟銃等による事故防止のためには、銃の操作に慣れることが必要であることを認識させ、狩猟期間前等、適切な時期に射撃の練習を行うよう指導するとともに、無可動化した猟銃等を実際に操作させるなど、猟銃等所持者の取扱いに対し、必要な指導を行うこと。

(6) クロスボウによる危害防止のため、クロスボウの取扱いを安易に考えず、その適正な取扱い、厳正な管理が法令上の義務であることを十分に認識されること。

## 9 警察行政手続オンライン化システムによる講習会の受講申込みに関する留意事項

(1) 警察行政手続オンライン化システム（以下「システム」という。）の申請画面には「受講希望年月日」及び「受講希望場所」を入力する欄があり、当該欄入力時の注意事項として、受講者から提出先に問い合わせるよう案内していることから、受

講者からの問合せがあった際には適切に対応すること。

- (2) システムによる申請画面には、初心者講習と経験者講習の別を設けていないため、所持許可の有無についての入力欄等の記載事項により判別すること。
- (3) 今後、システムによる方法とは別に、独自にインターネット上で講習の申込みを受理しようとする場合には、事前に警察庁保安課へ連絡すること。

## 初心者講習会の講習内容(猟銃及び空気銃)

項 目	要 領	時 間
<b>第1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</b>		
<b>1 猟銃及び空気銃所持者の責任と心構え</b>		
(1) 社会的責任を果たすために ア 猟銃等を所持する者のマナー イ 不適格者排除の必要性 (2) 事故の実態 ア 具体的事事故例 イ 事故の現状と原因 ウ 具体的事故防止方策	猟銃等は、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たして いる一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。  講習会用DVD等、視覚に訴える資料を活用して、事故の悲惨さを認識させる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発 生することを認識させる。	30分
<b>2 猟銃及び空気銃の所持に必要な知識</b>		
(1) 猟銃等の所持 (2) 所持許可制度 (3) 所持許可の更新とその手続 (4) 所持許可の失効とその後の手続 (5) 指示及び所持許可の取消し (6) 猟銃等の所持についての遵守事項	許可猟銃等の所持制度について理解させるとともに、猟銃等所持者として遵守しなければなら ない事項を認識させる。	90分
(7) 猟銃用火薬類等に関する法令 (8) 狩猟に関する法令 ア 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等の禁止 イ 狩猟鳥獣の捕獲等	猟銃等を所持するために必要な他法令について理解させる。	60分
<b>第2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</b>		
(1) 銃の種類等 ア 銃の種類 イ 撃発機構及び安全装置 ウ 銃の威力と危険範囲 (2) 猟銃等の使用、保管等についての遵守事項 ア 猟銃等の基本的取扱い イ 使用前の注意事項 ウ 猟銃等の保管の遵守事項	猟銃等の取扱い等について習熟させるとともに、猟銃等による事故防止対策を習熟させる。 事件事故時の状況を講習用の猟銃等を活用して再現するとともに、一方通行的な講義だけに終 わることなく講習用の猟銃等を活用した実技を積極的に行い、正しい猟銃等の取扱いを体験させ る。	60分
(3) 実包の運搬及び保管についての遵守事項 ア 実包の運搬 イ 火薬類の保管	実包の運搬等について、猟銃等と同様に厳格な取扱いが必要であることを認識させる。	40分
(4) 射撃教習及び技能検定 ア 射撃教習 イ 技能検定	講習受講後に行われる射撃練習及び技能検定について、その概要及び意義について理解させ る。	20分

## 初心者講習会の講習内容(クロスボウ)

項 目	要 領	時 間
<b>第1 クロスボウの所持に関する法令</b>		
<b>1 クロスボウ所持者の責任と心構え</b>		
(1) 社会的責任を果たすために ア クロスボウを所持する者のマナー イ 不適格者排除の必要性 (2) 事故の実態 ア 事故の原因 イ 具体的な事故防止方策	クロスボウは、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たしている一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発生することを認識させる。	30分
<b>2 クロスボウの所持に必要な知識</b>		
(1) クロスボウの所持 (2) 所持許可制度 (3) 所持許可の更新とその手続 (4) 所持許可の失効とその後の手続 (5) 指示及び所持許可の取消し (6) クロスボウの所持についての遵守事項 (標的射撃が認められる場所を除く。) (7) クロスボウ射撃資格 (8) クロスボウ射撃指導員	クロスボウの所持許可制度について理解させる。 クロスボウ所持者として、クロスボウの所持等について遵守しなければならない事項を認識させる。	150分
<b>第2 クロスボウの使用、保管等の取扱い</b>		
1 クロスボウの種類等 (1)クロスボウの分類 (2)クロスボウの機構及び安全装置 (3)クロスボウの医療と矢の最大到達距離等 2 クロスボウの使用、保管等についての遵守事項 (1)クロスボウの基本的取扱い (2)標的射撃が認められる場所 (3)使用前の注意事項 (4)クロスボウの保管の遵守事項	クロスボウの取扱い等について習熟させるとともに、クロスボウによる事故防止対策を習熟させる。 なお、講義に当たっては、講習会用DVD等視覚に訴える資料を活用するなどして、その効果的実施に努める。	120分

## 経験者講習会の講習内容(猟銃及び空気銃)

項 目	要 領	時 間
<b>第1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</b>		
<b>1 猟銃及び空気銃所持者の責任と心構え</b>		
(1) 猟銃等の事故防止 ア 具体的事事故例 イ 事故の現状と原因 ウ 具体的事故防止方策 (2) 社会的責任を果たすために ア 猟銃等を所持する者のマナー イ 不適格者排除の必要性	講習会用DVD等、視覚に訴える資料を活用して、事故の悲惨さを認識させる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発生することを認識させる。 受講者を指名して実際に事故を等に遭遇しそうになった体験、その防止方策等について発表させ他人事ではないことを認識させる。 猟銃等は、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たしている一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。	30分
<b>2 猟銃及び空気銃等の安全管理</b>		
(1) 猟銃等の安全管理 ア 猟銃等の保管 イ 猟銃等の所持の態様についての制限 ウ 猟銃等譲渡の制限 エ 報告徴収・立入検査等 (2) 猟銃用火薬類等の取扱い ア 猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受け イ 猟銃用火薬類等の貯蔵 ウ 猟銃用火薬類等の運搬・消費 エ 残火薬類の措置 オ 遅発弾・不発弾	猟銃等所持者として遵守しなければならない事項を認識させる。 各県の違反実態、事故の実態を把握して受講者に即した教養を実施する。 事件事故を防ぐためにはどのようなことが必要か、所持者として否にすべきか等について、個々に質問して発言を求めるなど、所持者自身に考えさせることにより、規範意識を醸成する。	75分
<b>第2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</b>		
(1) 銃の知識 (2) 銃の安全点検	事件事故時の状況を講習用の猟銃等を活用して再現するとともに、一方通行的な講義だけに終わることなく講習用の猟銃等を活用した実技を積極的に行い、正しい猟銃等の取扱いを体験させる。	45分
<b>第3 教養効果測定</b>		
(1) 猟銃等の所持に関する法令 (2) 猟銃等の使用、保管等の取扱い	講習内容の効果を測定するため、初心者講習会用の問題（10問程度）から抽出するなどし、解説を交えて答え合わせを行う。	各15分

## 経験者講習会の講習内容(クロスボウ)

項 目	要 領	時 間
<b>第1 クロスボウの所持に関する法令</b>		
<b>1 クロスボウ所持者の責任と心構え</b>		
(1) 社会的責任を果たすために ア クロスボウを所持する者のマナー イ 不適格者排除の必要性 (2) 事故の実態 ア 事故の原因 イ 具体的な事故防止方策	クロスボウは、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たしている一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発生することを認識させる。	30分
<b>2 クロスボウの所持に必要な知識</b>		
(1) クロスボウの所持 (2) 所持許可制度 (3) 所持許可の更新とその手続 (4) 所持許可の失効とその後の手続 (5) 指示及び所持許可の取消し (6) クロスボウの所持についての遵守事項 (標的射撃が認められる場所を除く。) (7) クロスボウ射撃資格 (8) クロスボウ射撃指導員	クロスボウの所持許可制度について理解させる。 クロスボウ所持者として、クロスボウの所持等について遵守しなければならない事項を認識させる。	75分
<b>第2 クロスボウの使用、保管等の取扱い</b>		
1 クロスボウの基本的取扱い 2 標的射撃が認められる場所 3 使用前の注意事項 4 クロスボウの保管の遵守事項	クロスボウの取扱い等について習熟するとともに、クロスボウによる事故防止対策を習熟させる。	45分
<b>第3 教養効果測定</b>		
1 クロスボウの所持に関する法令 2 クロスボウの使用、保管等の取扱い	講習内容の効果を測定するため、初心者講習会用の問題（10問程度）から抽出するなどし、解説を交えて答え合わせを行う。	各15分

※講義に当たっては、講習会用DVD等視覚に訴える資料を活用するなどして、その効果的実施に努めること